

店頭デリバティブ取引情報報告制度

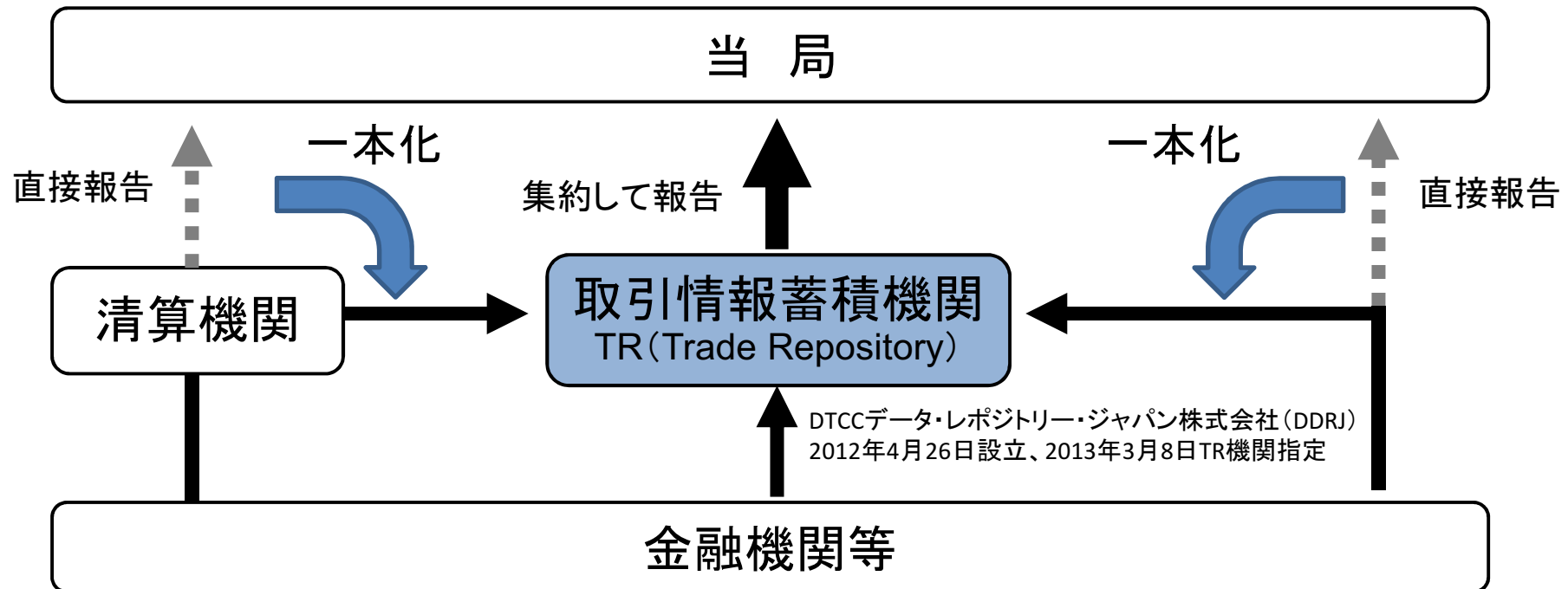
～報告事項の拡充について～

2022年12月1日

金融庁 企画市場局 市場課
市場業務監理官 中島 康夫

店頭デリバティブ取引に関する取引情報報告制度について

1. 経緯
リーマンショック時に、店頭デリバティブ市場の透明性欠如が市場関係者の懸念を深刻化させたことへの反省を踏まえ、当局が取引状況を十分に把握することを目的として、G20サミット(2009年)にて、「店頭デリバティブ契約は取引情報蓄積機関に報告されるべき」と合意され、各国で取引情報報告制度を導入することとなった。
2. 制度開始時
わが国でも2010年に金融商品取引法を改正し、2012年11月より取引情報報告制度を開始。専門機関である取引情報蓄積機関を経由した報告及び、金融機関等や清算機関から金融庁への直接報告から選択できる形とした。
3. 今般の改正
2019年10月のCPMI・IOSCOにおいて、取引報告事項の拡充が合意されたことを受け、国際標準である、取引情報蓄積機関へ取引情報を集約する制度・態勢に移行するため、2020年に金融商品取引法を改正。所要の規定整備を行い、2024年4月から取引情報蓄積機関経由での報告(報告の一本化)及び報告事項の拡充を開始する予定。



取引情報報告制度に関する今後のスケジュールについて

